

第4号様式（第8条関係）

議事録

会議名	第2回寒川町防災会議		
開催日時	令和3年12月2日（木） （書面会議にて開催）		
開催場所	書面会議にて開催		
出席者名 傍聴者数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員：木村委員、西條委員、徳田委員、竹村委員、峯村委員、森谷委員、村本委員、 坂本委員、佐藤委員、齋藤委員、大久保委員、内野委員、伊藤委員、 山崎委員、中沢委員、武村委員、浮須委員、茂谷委員、畑村委員、大澤委員、小林委員、戸村委員 ・ 傍聴者：書面会議のためなし 		
議題	寒川町地域防災計画改定に伴う再確認について		
公開又は 非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	
議事の経過	別紙のとおり		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寒川町地域防災計画 地震災害対策計画（案） ・ 寒川町地域防災計画 風水害対策計画・特殊災害対策計画（案） ・ 意見書回答 ・ 今後のスケジュール ・ 寒川町防災会議委員名簿 		
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	<p style="text-align: center;">各防災会議委員</p> <p style="text-align: right;">（令和3年12月17日確定）</p>		

令和3年度第2回寒川町防災会議 寒川町地域防災計画（案）ご意見に対する回答

該当箇所	修正意見	回答
全般	住民にわかりやすい計画にするため、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」及び「資料編」に分けるべき。	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 1章 4節 10頁】</p> <p>【風水害対策計画 1章 4節 8頁】</p> <p>(3) 関東農政局（神奈川県拠点）</p> <p>ア 災害予防</p> <p>…</p>	<p>他の指定地方行政機関の記載内容に合わせ、災害応急対策に関して記載することとし、記載内容は「関東農政局の各拠点が対応すべき事項」に沿った文言とする。</p> <p>そのため、以下の通り修正をお願いします。</p> <p>(3) 関東農政局（神奈川県拠点）</p> <p>ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること</p> <p>イ 応急用食料等の支援に関すること</p> <p>ウ 食品の需給・価格動向等に関すること</p>	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 5章 11節 100頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 11節 98頁】</p> <p>第4 生活ごみの処理</p> <p>環境事業センターの復旧が見込まれない場合及び収集運搬車両が不足する場合は、湘南地域県政総合センターを通じて他自治体及び民間</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第4 生活ごみの処理</p> <p>環境事業センターの復旧が見込まれない場合及び収集運搬車両が不足する場合は、県を通じて他自治体及び民間事業者へ支援を要請する。</p>	そのとおり修正

該当箇所	修正意見	回答
事業者へ支援を要請する。		
<p>【地震災害対策計画 5 章 11 節 100 頁】 【風水害対策計画 5 章 11 節 98 頁】</p> <p>第 5 し尿の処理</p> <p>1 仮設トイレ等の確保</p> <p>仮設トイレが不足する場合は、湘南地域県政総合センター又は協定締結団体に支援要請を行い確保する。</p> <p>2 し尿の収集、処理</p> <p>町は、収集運搬車両が不足する場合は、湘南地域県政総合センター及び協定締結団体に支援を要請する。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>1 仮設トイレ等の確保</p> <p>仮設トイレが不足する場合は、県又は協定締結団体に支援要請を行い確保する。</p> <p>2 し尿の収集、処理</p> <p>町は、収集運搬車両が不足する場合は、県及び協定締結団体に支援を要請する。</p>	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 5 章 6 節 87 頁】 【風水害対策計画 5 章 6 節 85 頁】</p> <p>第 1 飲料水の調達及び供給</p> <p>1 給水の準備</p> <p>(1)需要の把握</p> <p>…県企業局…</p> <p>(2)給水資機材等の確保</p>	<p>以下のとおり、文言を統一していただきたい。</p> <p>第 1 飲料水の調達及び供給</p> <p>1 給水の準備</p> <p>(1)需要の把握</p> <p>…県企業庁…</p> <p>(2)給水資機材等の確保</p>	そのとおり修正

該当箇所	修正意見	回答
…県企業局…	…県企業庁…	
<p>【地震災害対策計画 5 章 10 節 96 頁】 【風水害対策計画 5 章 10 節 94 頁】 ● 対策の体系と担当 関係機関：神奈川県企業庁</p> <p>第 1 上水道施設 2 町民等への周知 県企業庁は、施設の破損等により、…町及び町民等に対し影響区域及び復旧期について周知する。</p> <p>3 仮設配水管等の設置 県企業庁は、応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて消火栓を併設する。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>他での記載は「県企業庁」であるため、「県企業庁」に統一すべき。</p> <p>第 1 上水道施設 2 町民等への周知 県企業庁は、施設の破損等により、…町及び町民等に対し影響区域及び復旧時期について周知する。</p> <p>3 仮設配水管等の設置 県企業庁は、応急復旧を迅速に行うため、状況によって仮設配水管を設置するとともに、必要に応じて仮設給水設備の併設も検討する。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【地震災害対策計画 1 章 1 節 1 頁】 【風水害対策計画 1 章 1 節 1 頁】 【特殊災害対策計画 1 章 1 節 116 頁】</p>	<p>消防広域化に伴う、茅ヶ崎市消防本部との関連性を記載する必要がある。</p>	<p>消防広域化等の観点から、P1 の「第 3 計画の構成」に以下の文章を記載しています。</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>第3 計画の構成</p> <p>本計画は、防災基本計画、…防災業務計画と整合性を有している。</p>		<p>なお、令和4年4月1日より、茅ヶ崎市への事務委託方式による消防広域化（消防団及び消防水利事務を除く。）を実施したことから、寒川町域における消防事務は茅ヶ崎市消防本部が担うため、本計画中の消防事務については、茅ヶ崎市消防本部との関連性を有する計画となっている。</p>
<p>【地震災害対策計画1章4節16頁】</p> <p>【風水害対策計画1章4節13頁】</p> <p>第2 町民及び自主防災組織の責務</p> <p>2 自主防災組織</p> <p>…</p> <p>(2)地区防災計画を策定すること。</p> <p>…</p>	<p>現在、地区防災計画の作成指導を行っていない。本計画を記載するにあたり、自治連の会議で理解を求め、対応する必要がある。</p>	<p>災害対策基本法第42条第3項の規定に基づいて、地域防災計画上に「地区防災計画」を定める必要があり、国の方でも計画策定支援のために「地区防災計画ガイドライン」が作成されています。</p> <p>現状対応は難しいと思いますが、本計画に記載することで、今後、少しずつ対応していければと思います。</p> <p>また、地区防災計画の内容が記載されている箇所を、注釈として入れました。</p>
<p>【地震災害対策計画2章2節21頁】</p> <p>【風水害対策計画2章2節18頁】</p> <p>第1 自主防災活動の推進</p> <p>「自主防災組織の組織編成と主な活動例」のポンチ絵</p>	<p>以下の文章を追記いただきたい。</p> <p>自主防災組織における班編成は、活動内容を踏まえて、各自治会自主防災運営上組織に置き換えることができる。</p>	<p>【自主防災組織の組織編成と主な活動例】ポンチ絵の下に、以下の文章を追記しました。</p> <p>なお、自主防災組織における組織編成は、各自治会自主防災組織の活動内容を踏まえて、班編成等は変更することができる。</p>
<p>【地震災害対策計画2章4節26頁】</p>	<p>個別支援プランの作成は、現状、実際に対応することは</p>	<p>計画上、記載が必要な部分になり、また、上位計画</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>【風水害対策計画 2 章 4 節 22 頁】</p> <p>第 1 避難行動要支援者の支援対策 … 2 個別支援プランの作成 …</p>	<p>不可能。 個別支援プランは、個別を削除し支援計画又は支援プランに修正したらどうか。</p>	<p>との整合性を踏まえて、以下の文章に修正しました。</p> <p>第 1 避難行動要支援者の支援対策 … 2 個別避難計画の作成 町は、地域の特性及び避難行動要支援者の実情を踏まえ、自主防災組織等の避難支援等関係者、福祉関係者等と連携して、避難方法、避難場所等について定めた個別避難計画の作成を検討する。</p>
<p>【地震災害対策計画 2 章 6 節 28 頁】 【風水害対策計画 2 章 6 節 24 頁】</p> <p>■災害情報の収集及び伝達 自主防災組織一・地域の被害状況を確認、集約し、町、茅ヶ崎市消防本部等に通報する。</p>	<p>①情報提供は、寒川町災害対策本部に一元化し、事務の簡素化を図るべき。二度手間はさせない。</p> <p>②自助共助の活動の中に、避難所運営の機能を明確にし、わかり易く記載すべき。</p>	<p>①以下のとおり修正しました。 自主防災組織一・地域の被害状況を確認、集約し、町、緊急を要する場合は茅ヶ崎市消防本部等に報告する。</p> <p>②【避難所運営管理の協力】の表を追加しました。</p>
<p>【地震災害対策計画 2 章 6 節 29 頁】 【風水害対策計画 2 章 6 節 25 頁】</p> <p>■被災生活の支援 町民一・自宅の被害認定調査の際に、調査員に協力する。</p>	<p>調査員とは何か？</p>	<p>調査員とは、被害認定の調査・判定方法について研修を受けた市区町村の職員等となります。 町の調査員は、都市計画課の職員となります。</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>【地震災害対策計画 4 章 13 節 58 頁】 【風水害対策計画 4 章 12 節 52 頁】</p> <p>第 4 災害ボランティア活動の充実強化 町は、寒川町社会福祉協議会と連携して、災害時の災害ボランティアセンターの設置、ボランティアの受入体制、活動環境の整備等について検討する。</p>	<p>現状されていない。 以下のように修正したらどうか。</p> <p>第 4 災害ボランティア活動の充実強化 町は、ボランティア受け入れを行うために、受入、防災資機材・施設の充実を図り、寒川町社会福祉協議会と連携して、以下同文…。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>第 4 災害ボランティア活動の充実強化 町は、ボランティア受け入れを行うために、防災資機材の購入に努める。寒川町社会福祉協議会等は、町と連携して、以下同文…。</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 13 節 105 頁】 【風水害対策計画 5 章 13 節 103 頁】</p> <p>ボランティアに関すること。</p>	<p>①地域住民等がボランティアに依頼する方法や事項が記載されていない。</p> <p>②災害ボランティアセンターの防災組織及び業務内容が記載されていない。</p> <p>③町の提示している「災害ボランティアセンター運営</p>	<p>①全体の要請・派遣等の流れが分かるように、【ボランティアの受入体制】のポンチ絵を挿入しました。</p> <p>②災害ボランティアセンターの活動に関しては、「2 災害ボランティアセンターの運営」に記載されているところですが、その組織体制や業務内容の詳細については、「寒川町災害ボランティアセンター運営マニュアル」を参照することとします。</p> <p>③再度確認し、マニュアルとの整合性が取れていない部分を修正しました。</p>

該当箇所	修正意見	回答
	マニュアル」の内容と社協との整合性が取れていない。	
<p>【地震災害対策計画 5章 3 節 74 頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 3 節 72 頁】</p> <p>医療救護活動の体制（図）</p>	<p>保健医療活動チームの派遣は県保健医療調整本部が行うため、町災害対策本部が茅ヶ崎市保健所へ要請する流れではない。</p> <p>以下のとおり、体制図を修正いただきたい。</p> <p>流れとしては、茅ヶ崎市・寒川町災害医療会議から県保健医療調整本部へ要請、若しくは、茅ヶ崎市・寒川町災害医療会議が開催されない場合は、町災害対策本部が直接県保健医療調整本部へ要請する。</p>	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 5章 5 節 84 頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 5 節 82 頁】</p> <p>第 2 防疫</p> <p>1 防疫体制の確立</p> <p>町は、…県及び関係機関と…</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>1 防疫体制の確立</p> <p>町は、…県及び茅ヶ崎市保健所等関係機関</p>	その通り修正
<p>【地震災害対策計画 5章 5 節 84 頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 5 節 82 頁】</p> <p>第 2 防疫</p> <p>2 感染症患者の治療勧告及び入院措置</p> <p>県は、感染症患者が発生した場合には、…</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>2 感染症患者の入院勧告及び入院措置</p> <p>茅ヶ崎市保健所は、感染症患者が発生した場合には、…。</p>	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 5章 5 節 85 頁】</p>	以下のとおり修正いただきたい。	そのとおり修正

該当箇所	修正意見	回答
<p>【風水害対策計画 5章 5節 83 頁】 第 2 防疫 3 感染症発生状況及び防疫活動の周知 町又は県は、感染症が発生した場合、…</p>	<p>3 感染症発生状況及び防疫活動の周知 町又は茅ヶ崎市保健所は、感染症が発生した場合、…。</p>	
<p>【地震災害対策計画 5章 5節 85 頁】 【風水害対策計画 5章 5節 83 頁】 第 2 防疫 4 積極的疫学調査 県は、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。 第 2 防疫 4 積極的疫学調査 茅ヶ崎市保健所は、…。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【地震災害対策計画 5章 5節 85 頁】 【風水害対策計画 5章 5節 83 頁】 第 2 防疫 5 清潔方法及び消毒方法 (1)清潔方法 町は、県の指示に基づき、道路溝渠、公園等の 公共施設を…</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。 第 2 防疫 5 清潔方法及び消毒方法 (1)清潔方法 町は、道路溝渠、公園等の公共施設を…。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【地震災害対策計画 5章 5節 85 頁】 【風水害対策計画 5章 5節 83 頁】 第 2 防疫 6 ねずみ族及び昆虫の駆除</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。 第 2 防疫 6 ねずみ族及び昆虫の駆除</p>	<p>そのとおり修正</p>

該当箇所	修正意見	回答
町は、県の指示に基づき、…。	町は、茅ヶ崎市保健所の指示により…。	
<p>【地震災害対策計画 4 章 5 節 46 頁】</p> <p>【風水害対策計画 4 章 5 節 41 頁】</p>	<p>災害発生時の「帰宅困難者対策」のご検討をお願いできませんでしょうか。</p> <p>例えば、災害発生時に寒川駅周辺の一時滞在施設等を指定しておくなどです。</p>	<p>帰宅困難者対策に関しては、【地震災害対策計画 4 章 5 節 46 頁】【風水害対策計画 4 章 5 節 41 頁】に帰宅困難者対策として、「公共交通機関の途絶等のため、帰宅困難となった滞留者等の一時滞在施設として、町民センターを提供する。」旨の記載をしています。</p>
<p>【地震災害対策計画 4 章 3 節 41 頁】</p> <p>【風水害対策計画 4 章 3 節 36 頁】</p> <p>第 3 広域連携体制の整備</p> <p>1 組織体制の整備</p> <p>消防の広域化に合わせ、寒川分署（現寒川町消防署）…。</p>	<p>「現」ではなく、「旧」ではないのか。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>※パブリックコメントで町民に意見を求める際には、その通知文に「本計画の記載内容は令和 4 年 3 月を起点とした内容になります」との注釈を記載します。</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 1 節 61 頁】</p> <p>【風水害対策計画 5 章 1 節 54 頁】</p> <p>【特殊災害対策計画 3 章 1 節 119 頁】</p> <p>第 2 災害対策本部等の設置、運営</p> <p>1 災害対策本部の設置</p> <p>…</p> <p>役場庁舎が使用できない場合は、消防庁舎に設置する。</p>	<p>「消防庁舎」ではなく、「寒川分署」ではないのか。</p>	<p>消防広域化後、建物自体（現寒川町消防署）は町の所有物になるため、「消防庁舎」に修正しました。</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 1 節 62 頁】</p> <p>第 3 配備体制の確立</p>	<p>災害対策本部設置前に関して、「震度 4 で本部員参集」とあるが、周知できているのか。</p>	<p>配備体制に関しては、現行の地域防災計画の内容と変更していないため、基本的には同様の記載と</p>

該当箇所	修正意見	回答
町域で震度4を記録したとき ⇒災害対策本部員は参集するもの…		なっております。
<p>【地震災害対策計画5章13節105頁】 【風水害対策計画5章13節103頁】</p> <p>第1 災害ボランティアセンターの設置、運営 1 災害ボランティアセンターの設置</p> <p>町及び寒川町社会福祉協議会は、健康管理センターに災害ボランティアセンターを設置する。</p>	<p>①災害ボランティアセンターの設置・運営は社会福祉協議会の役割になっているが、町は社協と連携して災害ボランティアセンターを設置するのか。</p> <p>②「健康管理センター」とあるが、庁内調整や社協との調整はできているのか。</p>	<p>①災害ボランティアセンターの設置は、社協が行うこととなりますので、記載の方を以下のとおり修正しました。</p> <p>町の要請に基づき、寒川町社会福祉協議会は…設置する。</p> <p>また、社協が主体で、町と連携することから「寒川町社会福祉協議会等は、町と連携して…」の文言に統一します。</p> <p>②「健康管理センター」ではなく、「町役場東分庁舎2階」になります。</p>
<p>【地震災害対策計画5章13節105頁】 【風水害対策計画5章13節103頁】</p> <p>災害ボランティアセンター全般</p>	<p>[社会福祉協議会からの意見]</p> <p>①福祉避難所をどうするのか？</p> <p>②災害ボランティアセンターについて資機材の保管場所や利用についての決まり事はあるのか？</p> <p>③どこが資機材を用意するのか。</p>	<p>①【地震災害対策計画 P45,76,80】【風水害対策計画 P40,74,79】に福祉避難所の記載をしています。</p> <p>②資機材の保管は社会福祉協議会が行います。</p> <p>③【地震災害対策計画 P58】【風水害対策計画 P52】に、以下の文章を追記しました。</p> <p>町は、ボランティア受け入れを行うために、防災資</p>

該当箇所	修正意見	回答
	④社会福祉協議会からの意見を吸い上げる場所はあるのか？	<p>機材の購入に努める。</p> <p>④「寒川町防災会議条例」において、委員の構成メンバーが決まっていますので、即座に委員メンバーを変更することが出来ません。ですので、本計画に関しましては、別途本計画を社会福祉協議会へ送付し、意見の反映をしていく予定です。</p>
<p>【地震災害対策計画 5章 1節 61頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 1節 54頁】</p> <p>第1 災害対策本部等の設置、運営</p> <p>2 災害対策本部の運営</p> <p>...</p> <p>(3)関係機関連絡室の設置</p>	「関係機関連絡室」とは何か。	<p>このような機関は設けていません。</p> <p>削除いたします。</p>
<p>【地震災害対策計画 4章 8節 50頁】</p> <p>【風水害対策計画 4章 8節 45頁】</p> <p>第1 学校等における防災体制の整備</p> <p>6 学校における災害への備え</p> <p>学校長等は…また、児童・生徒及び教職員の飲料水・食料を備蓄する。</p>	児童・生徒及び教職員の飲料水・食料について教育委員会では予算化していないため、記載を改めていただきたい。	現状を踏まえて、飲料水・食料の備蓄する旨の記載を削除しました。
<p>【地震災害対策計画 4章 8節 50頁】</p> <p>【風水害対策計画 4章 8節 45頁】</p>	以下のとおり修正いただきたい。	そのとおり修正

該当箇所	修正意見	回答
第2 施設管理者との連携 町教育委員会は、…。	第2 施設管理者との連携 町教育委員会等は、…。	
【地震災害対策計画5章7節90頁】 【風水害対策計画5章7節88頁】 … 2 児童・生徒の引き渡し 児童・生徒は、学校等において保護者へ引き渡す。	以下のとおり修正いただきたい。 2 児童・生徒の引き渡し 児童・生徒は、学校において保護者へ引き渡す。の文言に修正いただきたい。	そのとおり修正
【地震災害対策計画5章7節91頁】 【風水害対策計画5章7節89頁】 第2 応急教育 4 児童・生徒等の心的症状の対応 学校長は…心的症状に対応するため、学校医…教育相談機関等との連携により、校内相談を実施する。	以下のとおり修正いただきたい。 4 児童・生徒等の心的症状の対応 学校長は…心的症状に対応するため、町教育委員会と連携し、学校医…教育相談機関等との連携を図り、校内相談を実施する。	そのとおり修正
【地震災害対策計画3章2節31頁】 第3 電気、ガス、電話、通信サービス 1 電線類の地中化 道路管理者は、(中略)緊急輸送道路等に電線共同溝等の整備を進め、電線類の地中化を図る。	以下のとおり修正いただきたい。 第3 電気、ガス、電話、通信サービス 1 電線類の地中化 道路管理者は、(中略)緊急輸送道路等に_____ (トル) 電線類の地中化を図る。	以下のとおり修正しました。 第3 電気、ガス、電話、通信サービス 1 電線類の地中化 道路管理者は、(中略)、緊急輸送道路等における電線類の地中化を図る。
【地震災害対策計画4章9節52頁】	①【県、町指定緊急輸送道路の一覧表】の修正	①そのとおり修正

該当箇所	修正意見	回答
<p>【風水害対策計画 4 章 9 節 47 頁】</p> <p>第 1 緊急輸送道路等の確保等</p> <p>1 町緊急輸送道路の指定</p> <p>【県、町指定緊急輸送道路の一覧表】</p>	<p>②図面の修正及び着色</p>	<p>②分りやすい記載に修正しました。</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 8 節 92 頁】</p> <p>【風水害対策計画 5 章 8 節 90 頁】</p> <p>第 1 交通の確保</p> <p>2 道路の応急復旧</p> <p>(1) 道路の応急復旧</p> <p>道路管理者は、被害状況、優先順位を考慮し、応急復旧方針を定めて、道路の応急復旧を行う。</p>	<p>第 1 交通の確保</p> <p>2 道路の応急復旧</p> <p>(1) 道路啓開</p> <p>道路管理者は関係機関と連携し、大規模災害時等、必要に応じて緊急車両等の通行のため、緊急輸送道路等の被害状況や通行可否に関する情報の集約を行い、迂回路の設定、道路啓開ルートを決定し、道路啓開を開始する。</p> <p>(2) 道路の応急復旧</p>	<p>以下の通り修正しました。</p> <p>2 道路の啓開</p> <p>(1) 道路の啓開 の方針</p> <p>道路管理者は、道路の被害状況の調査結果に基づき、緊急通行車両等の通行確保のため、次の方針で道路の啓開を行う。</p> <p>(2) 障害物の除去等</p> <p>...</p> <p>3 道路の応急復旧</p>
<p>【特殊災害対策計画 3 章 7 節 135 頁】</p> <p>第 7 節 道路災害対策</p> <p>なお、道路災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、風水害対策計画で定める事項を適用する。</p>	<p>第 7 節 道路災害対策</p> <p>なお、道路災害対策の実施にあたり、本節で定める事項のほか、必要に応じて、地震災害対策計画及び風水害対策計画で定める事項を適用する。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【地震災害対策計画 1 章 2 節 6 頁】</p> <p>【風水害対策計画 1 章 2 節 5 頁】</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p>	<p>そのとおり修正</p>

該当箇所	修正意見	回答
(2) 道路交通 町域には、…寒川 IC 及び寒川南 IC がある。	(2) 道路交通 町域には、…寒川北 IC 及び寒川南 IC がある。	
【地震災害対策計画 1 章 4 節 14 頁】 【風水害対策計画 1 章 4 節 11 頁】 … (4) 放送機関 ((株) アール・エフ・ラジオ日本…	以下のとおり修正いただきたい。 … (3) 放送機関 ((株) アール・エフ・ラジオ日本…	そのとおり修正
【地震災害対策計画 1 章 4 節 15 頁】 【風水害対策計画 1 章 4 節 13 頁】 (8) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 ア 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供	以下のとおり修正いただきたい。 (8) 一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供	そのとおり修正
【地震災害対策計画 2 章 5 節 27 頁】 【風水害対策計画 2 章 5 節 23 頁】 第 3 各施設における防災訓練 … 2 学校等の防災訓練 学校等の管理者は、園児・児童・生徒の…、 園児・児童の引き渡し訓練を行う。	以下のとおり修正いただきたい。 2 学校等の防災訓練 学校等の管理者は、園児・児童・生徒の…、園児・児童・ 生徒の引き渡し訓練を行う。	そのとおり修正
【地震災害対策計画 4 章 10 節 55 頁】 第 2 相互応援体制の拡充 … 3 マニュアルの整備	以下のとおり修正いただきたい。 3 マニュアルの整備	そのとおり修正

該当箇所	修正意見	回答
町は判定実施本部の体制、…応急危険度判定マニュアルを作成する。	町は判定実施本部の体制、…寒川町震災建築物応急危険度判定職員マニュアルを整備する。	
<p>【地震災害対策計画 5章 11節 100頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 11節 98頁】</p> <p>第5 し尿の処理</p> <p>…</p> <p>2 し尿の収集、処理</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第5 し尿の処理</p> <p>…</p> <p>2 し尿の収集、処理</p>	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 5章 12節 104頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 12節 102頁】</p> <p>第4 事業者・団体等への協力要請</p> <p>町は、町長は、…。</p>	どちらかに統一していただきたい。	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>町は、…。</p>
<p>【地震災害対策計画 5章 16節 112頁】</p> <p>【風水害対策計画 5章 16節 109頁】</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 対象者の選定</p> <p>町は、…。</p> <p>対象者は、…大規模な補償を行わなければ…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第2 被災住宅の応急修理</p> <p>1 対象者の選定</p> <p>町は、…。</p> <p>対象者は、…大規模な補修を行わなければ…。</p>	そのとおり修正
<p>【地震災害対策計画 6章 1節 116頁】</p> <p>【風水害対策計画 6章 1節 113頁】</p> <p>第2 人的資源の確保</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第2 人的資源の確保</p>	その通り修正

該当箇所	修正意見	回答
本格的な…関係局と協議・調整し、…。	本格的な…関係機関と協議・調整し、…。	
<p>【地震災害対策計画 7 章 2 節 122 頁】 第 3 南海トラフ地震臨時情報 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中） 気象庁は、南海トラフ地震の想定震源域及びその周辺で速報的な評価で算出された M6.8 程度以上の地震…</p>	<p>【情報の流れのイメージ】の図の中に、「南海トラフの想定震源域又はその周辺で M6.8 以上の地震が発生」とあるが、「及び」なのか「又は」なのか、どちらか正しい標記にすべき。</p>	「又は」に統一しました。
<p>【地震災害対策計画 5 章 4 節 78 頁】 【風水害対策計画 5 章 4 節 77 頁】 第 3 避難誘導等 … 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 町からあらかじめ…、名簿に基づき要支援者の安否を確認し、広域避難場所まで避難を支援する。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。 第 3 避難誘導等 … 2 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援 町からあらかじめ…、自分や家族の身の安全を確保したうえで、名簿に基づき要支援者の安否を確認し、広域避難場所まで避難を支援する。</p>	そのとおり修正
【風水害対策計画 5 章 4 節 74,75 頁】	屋内避難を具体的に記載してはどうか。	【風水害対策計画 5 章 4 節 74 頁】のポンチ絵に、屋内安全確保の注釈を、また、【風水害対策計画 5 章 4 節 75 頁】に、以下の文章を追記しました。

該当箇所	修正意見	回答
		<p>1 屋内安全確保等</p> <p>町民は、町からの自主避難の呼び掛け、気象情報による自主的な判断等により、親戚・知人宅、浸水の恐れがない自宅の上階などでの屋内安全確保を行う。</p> <p>また、ホテル・旅館等への避難を検討する。</p>
<p>【地震災害対策計画 2 章 4 節 26 頁】</p> <p>【風水害対策計画 2 章 4 節 22 頁】</p> <p>…</p> <p>2 個別支援プランの作成</p> <p>自主防災組織等の避難支援等関係者が中心となり、…自主防災組織等に提供する。</p>	<p>「個別支援プラン」とあるが、「個別避難計画」の記載に修正すべき。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>…</p> <p>2 個別避難計画の作成</p> <p>町は、地域の特性及び避難行動要支援者の実情を踏まえ、自主防災組織等の避難支援等関係者、福祉関係者等と連携して、避難方法、避難場所等について定めた個別避難計画の作成を検討する。</p>
<p>【地震災害対策計画 1 章 1 節 1 頁】</p> <p>【風水害対策計画 1 章 1 節 1 頁】</p> <p>第 3 計画の構成</p> <p>…</p> <p>なお、令和 4 年 4 月 1 日より、茅ヶ崎市への事務委託方式による消防広域化…本計画中の消防事務については、…</p>	<p>「消防事務」という言葉を、ある程度明確にしておくべきと考えます。例えば、「災害活動」や「消防業務」などの内容に修正するのはどうでしょうか。</p> <p>また、寒川町消防団の位置づけが記載されていないため、記載すべきと考える。</p>	<p>「消防事務」のままとさせていただきます。</p> <p>【地震災害対策計画 14,41,42,72,73 頁】【風水害対策計画 12,36,37,71 頁】などに、寒川町消防団の位置づけ等が記載されております。</p>
<p>【地震災害対策計画 4 章 3 節 40 頁】</p>	<p>以下のとおり、修正いただきたい。</p>	

該当箇所	修正意見	回答
<p>【風水害対策計画 4 章 3 節 35 頁】</p> <p>第 1 火災の予防対策</p> <p>1 一般家庭に対する指導</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、…消火器の設置を促し、住宅火災の防止を図る。</p> <p>2 防火管理者等の教育</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、防火管理者の講習会において、災害時の防火対策について教育する。また、防火対象物の関係者が行う消防法に基づく点検結果の報告を通し、防災対策に努める。</p> <p>3 予防査察等による指導</p> <p>(1) 防火管理等</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、…、適時、査察及び指導を行う。</p> <p>(2) 危険物貯蔵等</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、…、すべての場所への査察及び指導を行う。…。</p> <p>4 化学薬品等の出火防止</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、…。</p>	<p>第 1 火災の予防対策</p> <p>1 一般家庭に対する指導</p> <p>町は、茅ヶ崎市消防本部と協力し、…住宅用消火器の設置を促し、住宅火災の防止を図る。</p> <p>2 防火管理者等に対する指導</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、防火管理者が作成する消防計画に基づき、防火対策に努めるよう指導する。</p> <p>3 予防査察等による指導</p> <p>(1) 防火対象物</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、…、検査及び指導を行う。</p> <p>(2) 危険物施設等</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、…、検査及び指導を行う。…。</p> <p>記載の削除</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり削除</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>【地震災害対策計画 4 章 3 節 40 頁】 【風水害対策計画 4 章 3 節 35 頁】</p> <p>第 2 消防力の整備</p> <p>1 消防力の整備</p> <p>町は、消防力の充実・強化を図るため、「茅ヶ崎市消防本部の整備計画」に基づき、消防車両等の整備に努める。</p> <p>2 消防職員の資質向上</p> <p>茅ヶ崎市消防本部は、消防職員の能力、資質の一層の向上…。</p> <p>3 救急救命体制の強化</p> <p>町は、県と協力して通信困難や停電等が生じる災害時にも、…。</p>	<p>以下のとおり、修正いただきたい。</p> <p>1 消防力の整備</p> <p>町は、消防力の充実・強化を図るため、「茅ヶ崎市消防車両・消防資機材中長期整備指針」に基づき、消防車両等の整備に努める。</p> <p>記載の削除</p> <p>記載の削除</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>以下のとおり修正しました。</p> <p>2 消防職員の資質向上</p> <p>町は、茅ヶ崎市消防本部と協力し、消防学校等での上級幹部課程、特別救助隊員研修等、特別教育に職員を参加させ、消防職員の育成に努める。</p> <p>そのとおり削除</p>
<p>【地震災害対策計画 4 章 3 節 41 頁】 【風水害対策計画 4 章 3 節 36 頁】</p> <p>第 3 広域連携体制の整備</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p>	

該当箇所	修正意見	回答
<p>2 業務体制の整備 消防の広域化により、町と茅ヶ崎市とで事業を統合し、…。 また、消防業務は茅ヶ崎市の業務体制を基本とした体制とする。… なお、町民に影響が生じる届出書及び軽易な届出書については、寒川分署でも収受できる体制を構築する。</p> <p>3 車両の更新 消防車両の更新については、消防庁舎の整備状況に応じた新たな組織での出動体制に基づき、出動車両の更新計画を定める。</p> <p>4 災害時の連携 大規模災害時に町及び茅ヶ崎市に災害対策本部が設置された場合、…調整等は、茅ヶ崎市消防本部が担うこととなる。そのため、町と茅ヶ崎市消防本部との連携を図るため、茅ヶ崎市消防本部から町災害対策本部への消防職員の派遣等、連携体制を整備する。</p>	<p>2 業務体制の整備 消防の広域化により、町及び茅ヶ崎市消防本部で事業を統合し、…。 また、消防業務は茅ヶ崎市消防本部の業務体制を基本とし、各種届出書の収受についても同様の体制とする。</p> <p>3 車両の更新 町は、茅ヶ崎市消防本部と協力し、消防庁舎の整備状況に応じた新たな組織での出動体制に基づき、消防車両を更新する。</p> <p>4 災害時の連携 大規模災害時に町に災害対策本部が設置された場合、…調整等は、町と茅ヶ崎市消防本部で協力する。そのため、町と茅ヶ崎市消防本部との連携を図るため、茅ヶ崎市消防本部から町災害対策本部へ消防職員の派遣等を要請する。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>以下の通り修正しました。 4 災害時の連携 大規模災害時に町に災害対策本部が設置された場合、町及び茅ヶ崎市消防本部が連携し、部隊運用、部隊の支援、緊急消防援助隊との調整等を行うため、町は、茅ヶ崎市消防本部から町災害対策本部へ消防職員の派遣等を要請する。</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>【地震災害対策計画 4 章 3 節 41 頁】 【風水害対策計画 4 章 3 節 36 頁】</p> <p>第 4 消防団活動等における連携 町と茅ヶ崎市との消防広域化により、…</p> <p>1 災害時の活動 町と茅ヶ崎市消防本部は、次のとおり消防団の活動を連携して行う。 … また、火災出動は、発生した地区の消防団に茅ヶ崎市消防本部から災害発生情報を流す体制とする。</p> <p>2 平常時の活動 消防団が行う各種行事（出初式・消防操法大会等）、研修・訓練等は、町が実施する。 研修・訓練等の内容によっては、茅ヶ崎市消防本部、消防団と連携を図り、合同開催等する。 特に、資機材取扱い等の実務訓練を実施する際は、茅ヶ崎市消防本部から消防職員の派遣を依頼する。</p>	<p>以下のとおり、修正いただきたい。</p> <p>「災害時の活動」の次に「平常時の活動」が来ており、流れとして分かりにくい。</p> <p>第 4 消防団活動等における連携 茅ヶ崎市との消防広域化により、…</p> <p>1 災害時の活動 町は、茅ヶ崎市消防本部と協力し、次のとおり消防団の活動を連携して行う。 … また、火災出動は、発生した地区の消防団に茅ヶ崎市消防本部から災害発生情報を提供する体制とする。</p> <p>2 平常時の活動 消防団が行う各種行事（出初式・消防操法大会等）、研修・訓練等は、町が実施する。特に、資機材取扱い等の実務訓練を実施する際は、茅ヶ崎市消防本部へ消防職員の派遣を依頼する。</p>	<p>「平常時の活動」、「消防水利の整備」、「街頭消火器の設置及び維持管理」の次に「災害時の活動」が来るように修正しました。</p> <p>そのとおり修正</p> <p>以下のとおり修正しました。</p> <p>4 災害時の活動 町は、茅ヶ崎市消防本部と協力し、次のとおり消防団の活動を連携して行う。 … また、火災出動は、発生した地区の消防団に茅ヶ崎市消防本部から災害発生情報を提供する体制とする。</p> <p>以下のとおり修正しました。</p> <p>1 平常時の活動 消防団が行う各種行事（出初式・消防操法大会等）、研修・訓練等は、町及び消防団が実施する。 消防団は、寒川町消防団火災出動基準及び寒川町消防団災害時活動マニュアルに基づき、各種訓練を実施する。 また、火災想定や資機材取扱い等の訓練を実施する際は、茅ヶ崎市消防本部へ消防職員の派遣を依</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>3 消防水利の整備 … (2) 消防水利の維持管理 町は、消火の活動に消防水利…。また、消防水利の調査については、消防団のみならず茅ヶ崎市消防本部においても行う。</p> <p>4 街頭消火器の設置及び維持管理 町は、…。 街頭消火器の点検調査については、茅ヶ崎市消防本部が行う。</p>	<p>3 消防水利の整備 … (2) 消防水利の維持管理 町は、消火の活動に消防水利…。また、消防水利の調査については、消防団のみならず茅ヶ崎市消防本部に依頼する。</p> <p>4 街頭消火器の設置及び維持管理 町は、…。 街頭消火器の点検調査については、茅ヶ崎市消防本部に依頼する。</p>	<p>頼する。</p> <p>以下のとおり修正しました。 2 消防水利の整備 … (2) 消防水利の維持管理 町は、消火の活動に消防水利…。また、消防水利の調査については、消防団及び茅ヶ崎市消防本部に依頼する。</p> <p>以下のとおり修正しました。 3 街頭消火器の設置及び維持管理 町は、…。 街頭消火器の点検調査については、茅ヶ崎市消防本部に依頼する。</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 3 節 72 頁】 【風水害対策計画 5 章 3 節 71 頁】 第 1 救助、救急、消火活動 2 応援要請 (1) 消防の広域応援 茅ヶ崎市消防本部は、町の消防力に対応困難な場合、消防相互応援協定等に基づき、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>2 応援要請 (1) 消防の広域応援 町は、町の消防力に対応困難な場合、茅ヶ崎市消防本部と協力し消防相互応援協定等に基づき、…。</p>	<p>そのとおり修正</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>(2) 救出資機材の応援 茅ヶ崎市消防本部は、建設用重機を必要とする現場については、建設事業者等に応援を要請する。</p> <p>(3) 惨事ストレス対策 茅ヶ崎市消防本部は、職員等の惨事ストレス対策として必要に応じて、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。</p>	<p>(2) 救出資機材の応援 町は、建設用重機を必要とする現場については、建設事業者等に応援を要請する。</p> <p>(3) 惨事ストレス対策 町は、消防団員の惨事ストレス対策として必要に応じて、総務省消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 12 節 101 頁】 【風水害対策計画 5 章 12 節 99 頁】 【●対策の体系と担当】の第 2 消防の広域応援の町担当が記載されていない。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>「総括班」を追記</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【地震災害対策計画 5 章 12 節 102 頁】 【風水害対策計画 5 章 12 節 100 頁】 第 2 消防の広域応援 町及び茅ヶ崎市消防本部（茅ヶ崎市長）は、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第 2 消防の広域応援 町は、…。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>第 2 消防の広域応援 町は、茅ヶ崎市消防本部と協議し、…。</p>
<p>【風水害対策計画 5 章 2 節 64 頁】 第 1 気象情報等の収集・伝達 … (7) 火災気象通報 県内の気象状況が火災の予防上危険であると</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>(7) 火災気象通報 町と連携し、県からの火災気象通報を基に、茅ヶ崎市消</p>	<p>そのとおり修正</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>認めるときは、次のいずれかの基準により県に通報する。</p> <p>ア 実効湿度 55%以下で、最小湿度 35%以下になる見込みのとき</p> <p>イ 毎秒 12メートル以上の平均風速が予想される時（降雨、降雪時においては、通報を行わない場合がある。）</p> <p>町長は、県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。</p>	<p>防本部が火災警報を発令する。</p>	
<p>【特殊災害対策計画 2 章 1 節 118 頁】</p> <p>第 1 事業者に対する指導</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び県は、危険物施設の事業者に対し、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第 1 事業者に対する指導</p> <p>町及び県は、関係機関と連携し、危険物施設の事業者に対し、…。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p> <p>第 1 事業者に対する指導</p> <p>町は茅ヶ崎市消防本部及び県と連携し、危険物施設の事業者に対し、…。</p>
<p>【特殊災害対策計画 3 章 2 節 121 頁】</p> <p>危険物、高圧ガス等の火災、爆発、漏洩（ろうえい）・流出による…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>危険物、高圧ガス等の火災、爆発、漏洩・流出による…。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画 3 章 2 節 122 頁】</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p>	

該当箇所	修正意見	回答
<p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び事業所の自営消防組織等は、…</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、茅ヶ崎市消防本部及び医師会等と連携して、…。</p>	<p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び事業所の自営消防組織等は、…</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、消防団、茅ヶ崎市消防本部、医師会等と連携して、…。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画3章3節124頁】</p> <p>第1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>1 大規模な火事発生による被害の情報の収集・連絡</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 町の体制</p> <p>町と、茅ヶ崎市消防本部及び消防団は、災害の状況に応じて速やかに警防計画体制に入り、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>「大規模な火災」について、何棟以上燃えたなどのスケール感を記載すべき。</p> <p>1 町の体制</p> <p>町、茅ヶ崎市消防本部及び消防団は、災害の状況に応じて速やかに、…。</p>	<p>大規模な火事災害の定義、基準等は、定められておらず、主観的なものであること、さらに上位計画である神奈川県地域防災計画にも定められていないため、大規模な火事の基準等は記載しないこととします。</p> <p>以下のとおり修正しました。</p> <p>1 町の体制</p> <p>町、消防団及び茅ヶ崎市消防本部は、災害の状況に応じて、速やかに…。</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>【特殊災害対策計画 3 章 3 節 124 頁】</p> <p>第 3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び消防団並びに警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び消防団並びに事業所の自衛消防組織等は、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、茅ヶ崎市消防本部及び医師会等と連携して、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第 3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び事業所の自衛消防組織等は、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、消防団、茅ヶ崎市消防本部、医師会等と連携して、…。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画 3 章 4 節 126 頁】</p> <p>第 1 発災直後の情報の収集・連絡</p> <p>【放射性物質取扱事業所での事故情報の連絡系統】のポンチ絵</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>事故情報等の連絡の流れですと、「放射性物質取扱事業者→茅ヶ崎市消防本部→寒川町」となっていますが、「放射性物質取扱事業者→町・茅ヶ崎市消防本部」と修正いただきたい。</p> <p>また、「寒川町」ではなく、「町」が良いと考えます（129,132,138 頁のポンチ絵も同様に修正）。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画 3 章 4 節 127 頁】</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p>	<p>以下のとおり修正しました。</p>

該当箇所	修正意見	回答
<p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 町の活動体制</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部は、災害の状況に応じて速やかに事前配備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、…。</p>	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 町の活動体制</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部は、災害の状況に応じて速やかに、被害情報等の収集活動を行い、…。</p> <p>(121,124,130,132,135,138 頁も同様に修正)</p>	<p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 町の活動体制</p> <p>町、消防団及び茅ヶ崎市消防本部は、災害の状況に応じて、速やかに被害情報等の収集活動を行い、…。</p>
<p>【特殊災害対策計画 3章 5節 130 頁】</p> <p>第3 探索、救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 探索、救助・救急活動</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び消防団並びに警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び消防団は、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、茅ヶ崎市消防本部及び医師会等と連携して、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第3 探索、救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 探索、救助・救急活動</p> <p>町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>町、消防団及び茅ヶ崎市消防本部は、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、消防団、茅ヶ崎市消防本部、医師会等と連携して、…。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画 3章 6節 132 頁】</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 町の体制</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部は、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい</p> <p>第2 活動体制の確立</p> <p>1 町の体制</p> <p>町、消防団及び茅ヶ崎市消防本部は、…。</p>	<p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画 3章 6節 133 頁】</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p>	

該当箇所	修正意見	回答
<p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>…</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び消防団並びに警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>…</p> <p>町と茅ヶ崎市消防本部及び消防団は、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、茅ヶ崎市消防本部及び医師会等と連携して、…。</p>	<p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>…</p> <p>町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び警察は、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>…</p> <p>町、消防団及び茅ヶ崎市消防本部は、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、消防団、茅ヶ崎市消防本部、医師会等と連携して、…。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画3章7節136頁】</p> <p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>道路管理者は、町と茅ヶ崎市消防本部及び警察と連携し、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>道路管理者は、町と茅ヶ崎市消防本部及び警察は連携し、…。</p> <p>3 医療救護活動</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、茅ヶ崎市消防本部、医師会等と連携して、…。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第3 救助・救急、消火及び医療救護活動</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>道路管理者は、町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び警察と連携し、…。</p> <p>2 消火活動</p> <p>道路管理者は、町、消防団、茅ヶ崎市消防本部及び警察と連携し、…。</p> <p>町は、多数の負傷者が発生した場合、消防団、茅ヶ崎市消防本部、医師会等と連携して、…。</p>	<p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p> <p>そのとおり修正</p>
<p>【特殊災害対策計画3章7節136頁】</p> <p>第5 危険物等の流出に対する応急対策</p> <p>…</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第5 危険物等の流出に対する応急対策</p> <p>…</p>	

該当箇所	修正意見	回答
町と茅ヶ崎市消防本部は、…。	町、消防団及び茅ヶ崎消防本部は、	そのとおり修正
<p>【特殊災害対策計画 3 章 7 節 137 頁】</p> <p>第 7 災害広報の実施</p> <p>町は、茅ヶ崎市消防本部、県及び防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な広報活動を実施する。</p>	<p>以下のとおり修正いただきたい。</p> <p>第 7 災害広報の実施</p> <p>町は、消防団、茅ヶ崎市消防本部、県及び防災関係機関と連携して、適切かつ迅速な広報活動を実施する。</p>	そのとおり修正